



平成19年1月23日  
職員課 白井課長  
内線 1210 直通 0952-25-7011  
E-mail: jinji@pref.saga.lg.jp

## 佐賀県退職職員の営利企業への転職に関する基準を定めました

昨年12月に、全国知事会が「都道府県の公共調達改革に関する指針」を策定したことに伴い、その指針に基づき、下記概要のとおり、県を退職し営利企業に転職する者の取扱いに関する基準を定めました。

なお、この要綱は、地方公務員の転職制限に関する地方公務員法の規定が施行されるまでの間、県を退職する者に対し適用することとしております。

### 記

#### 【基準の概要】

##### 目的

全国知事会が「都道府県の公共調達改革に関する指針（平成18年12月18日）」を策定したことに伴い、同指針の「職員の再就職制限とOB等からの働きかけ防止」に関する方針に基づき、地方公務員の転職制限に関する地方公務員法の規定が施行されるまでの間、佐賀県を退職し営利企業に転職する者の取扱いに関し、統一的な基準を定めることにより県民の信頼確保に努めることを目的とします。

営利企業とは、商法上の商行為を営業として行っている企業をいいます。

##### 転職制限の内容

- ・ 課長級以上の職員は、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた職と密接な関係にあった営利企業への転職を自粛するものとします。
- ・ 上記にかかわらず、人材還元制度に基づく転職であって、県の承認を経た場合においては、別途定める誓約書を提出のうえ、転職することができるものとします。ただし、契約・行政処分など自らの職務に、密接に関係する営利企業に対し、本人自らによる転職の打診、依頼等を行うことを自粛するものとします。

##### 不正な働きかけ行為の禁止

営利企業に転職した元職員は、現職県職員に対し、その職務上の行為をさせ、又はさせないようにすることにより、当該職務の公正な執行を損なわせるような要望、依頼、意見、提言やあせせん行為等不正な働きかけ行為を行うことを禁止するものとします。

## 転職状況の公表

各年度7月に、当該年度の前の年度中に課長級以上で県を退職し、当該年度の6月末日までに営利企業に転職した者の状況を公表するものとします。

## 施行日

平成19年1月23日

【参考1：「都道府県の公共調達改革に関する指針（全国知事会：平成18年12月18日策定）」より抜粋】

### (3) 職員の再就職制限とOB等からの働きかけの防止

職員が職務に関連した企業に再就職し、そのようなOB等が職員に働きかけることにより官製談合が行われる場合があることから、これらに対する厳しい制限が必要である。国においては、国家公務員法により規制が行われており、現在その見直しが進められているが、地方公務員法にはその種の規定はない。

このため、企業との間に退職前5年間に担当していた職務と密接な関係を有すると認められる職員（課長級以上）については退職後最低2年間当該企業への再就職を制限するなどの措置を講じるとともに、OB等の口利き行為については、国家公務員法の改正の動向を見据え、地方公務員法の改正を要請する。

【参考2：現在の転職に関する制限の内容（今回の特例措置による変更なし）】

### 制限が適用される者の範囲

県を退職し、外郭団体に転職する者

外郭団体とは、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

(1) 県が出資又は出捐して設立し、主たる事務者が県内にある団体（＝出資団体）

(2) 県行政と密接な関係を有する公的団体

### 転職者の在職期間

転職者の外郭団体における在職期間は、原則として6年以内

### 転職先における退職手当の取扱い

出資団体については、転職者が当該団体を退職する際、原則として退職手当を支給しない

### 転職状況の公表

各年度7月に、当該年度の前の年度中に課長級以上で県を退職し、当該年度の6月末日までに外資団体に転職した者の状況を公表